

○総務省令第六十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十八号）の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

令和五年九月十五日

総務大臣 鈴木 淳司

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を次のように改正する。
住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>（法別表第一の総務省令で定める事務）</p> <p>第一条 [略]</p> <p>[2] 38 [略]</p> <p>39 法別表第一の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の地図の作成に関する事務に係る土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人又は土地の占有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>二 不動産登記法第二十九条第一項の不動産の表示に関する事項の調査に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>三 [略]</p> <p>四 不動産登記法第三十一条第一項の筆界特定申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>五 不動産登記法第三十三条第一項、第三百三十六条第一項、第四百零四条第一項又は第四百零四条第二項の通知に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>[40] 46 [略]</p>	<p>（法別表第一の総務省令で定める事務）</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>[2] 38 [同上]</p> <p>39 [同上]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>一 [新設]</p> <p>二 [同上]</p> <p>三 [同上]</p> <p>四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第三百三十一条第一項の筆界特定申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>[新設]</p> <p>[40] 46 [同上]</p>

47 法別表第一の三十八の二の項の総務省令で定める事務は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第四十四条第一項の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

48 法別表第一の三十八の三の項の総務省令で定める事務は、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第十五号）第三条第一項の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

155 49 154 法別表第一の九十六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十二条第一項の命令又は選任の請求に関する事務に係る土地の土地所有者等（土地又は当該土地にある物件に關し所有権その他の権利を有する者をいう。以下同じ。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十二条第二項又は第五項の命令の請求に関する事務に係る土地の土地所有者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 三 地域福利増進事業等（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十三条第一項に規定する地域福利増進事業等をいう。以下同じ。）を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

184 156 183 法別表第一の百十九の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第九条の八第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の八第八項（同法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の九第一項又は第六項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九條の九第八項（同法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の十第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九條の十第六項（同法第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の二第二項、第十五条の四の三第一項又は第十五条の四の四第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

185 187 法別表第二の総務省令で定める事務

第二条 略

51 法別表第二の五の三十六の項の総務省令で定める事務は、農地法（昭和二十七年法律第二十九号）第四十二条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

〔新設〕

47 152 〔新設〕 〔同上〕

153 180 〔新設〕 〔同上〕

181 184 〔同上〕

第二条 〔同上〕 〔同上〕

〔新設〕

52 法別表第二の五の三十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 農地法第三十二条第一項又は第三十三条第一項の利用意向調査の実施に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二 農地法第五十二条の二第一項の農地台帳に記録されると見込まれる者又は記録されている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

53 法別表第二の五の三十八の項の総務省令で定める事務は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二十二条の二第二項の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

54 法別表第二の五の三十九の項の総務省令で定める事務は、森林法第九十一条の四第一項の林地台帳に記載されると見込まれる者又は記載されている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

55 法別表第二の五の四十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四条第一項の経営管理権集積計画の作成に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二 森林経営管理法第五条の経営管理意向調査の実施に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三 森林経営管理法第十条又は第二十四条の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四 森林経営管理法第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画の作成に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

56 森林経営管理法第四十二条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

57 法別表第二の六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第三十八条第一項の災害等防止措置の勧告に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十二条第一項の命令又は選任の請求に関する事務に係る土地の土地所有者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十二条第二項、第三項又は第五項の命令の請求に関する事務に係る土地の土地所有者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四 地域福祉増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

58 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十三条第二項の土地所有者等関連情報の提供の求めの受理、その求めに係る事実についての審査又はその求めに対する応答法別表第二の六の三の項の総務省令で定める事務は、住宅宿泊事業法第三条第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

59 項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

51 〔同上〕

〔新設〕

52 法別表第二の六の二の項の総務省令で定める事務は、住宅宿泊事業法第三条第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

53 項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第三項において準用する同法第七条の

二第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第三項において準用する同法第九条第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十七条の二第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十条の二第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(法別表第三の総務省令で定める事務)

第三条 [略]

[2] 51 略

52 法別表第三の十六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第六条又は第七条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第一項又は第十九条第一項の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第二十二条第一項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第二十七条第一項又は第三十七条第一項の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十二条第一項の命令又は選任の請求に係る土地の土地所有者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十二条第二項又は第五項の命令の請求に係る土地の土地所有者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七 地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

八 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十三条第二項の土地所有者等関係情報の提供の求めの受理、その求めに係る事実についての審査又はその求めに対する応答

69 [53] 法別表第三の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條第一項又は第九條第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九條の二の四第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九條の五第一項(同法第十五條の四において準用する場合を含む)の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(法別表第三の総務省令で定める事務)

第三条 [同上]

[2] 51 同上

[新設]

68 [52] 法別表第三の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九條の二の四第一項又は第十五條の三の三第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

[新設]

- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の認可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の七第二項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項又は第七項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第九項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第七項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第六項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第七項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 二十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第三項において準用する同法第九条第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 二十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十七条の二第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 二十四 略

- 69 一 新設
- 二 新設
- 三 新設
- 四 新設
- 五 新設
- 六 新設
- 七 新設
- 八 新設
- 九 新設
- 十 新設
- 十一 新設
- 十二 新設
- 十三 新設
- 十四 新設
- 十五 新設
- 十六 新設
- 十七 新設
- 十八 新設
- 十九 新設
- 二十 新設
- 二十一 新設
- 二十二 新設
- 二十三 新設
- 二十四 同上
- 二十五 同上

(法別表第四の総務省令で定める事務)
第四条 [略]

〔2〕49 略

50 法別表第四の四の三十六の項の総務省令で定める事務は、農地法第四十二条第一項の命令に
関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

51 法別表第四の四の三十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 農地法第三十二条第一項又は第三十三条第一項の利用意向調査の実施に関する事務の対象
となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二 農地法第五十二条の二第一項の農地台帳に記録されると見込まれる者又は記録されている
者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

52 法別表第四の四の三十八の項の総務省令で定める事務は、農地中間管理事業の推進に関する
法律第二十二条の二第二項の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは
住所の変更の事実の確認とする。

53 法別表第四の四の三十九の項の総務省令で定める事務は、森林法第九十一条の四第一項の
林地台帳に記載されると見込まれる者又は記載されている者の生存の事実又は氏名若しくは住
所の変更の事実の確認とする。

54 法別表第四の四の四十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 森林経営管理法第四条第一項の経営管理権集積計画の作成に関する事務の対象となる者の
生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二 森林経営管理法第五条の経営管理意向調査の実施に関する事務の対象となる者の生存の事
実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三 森林経営管理法第十条又は第二十四条の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又
は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四 森林経営管理法第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画の作成に関する事務の対象と
なる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

五 森林経営管理法第四十二条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏
名若しくは住所の変更の事実の確認

55 法別表第四の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第三十八条第一項の災害等防止措置
の勧告に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十二条第一項の命令又は選任の
請求に関する事務に係る土地の土地所有者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事
実の確認

三 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十二条第二項、第三項又は第五
項の命令の請求に関する事務に係る土地の土地所有者等の生存の事実又は氏名若しくは住所
の変更の事実の確認

四 地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等の生存の事実又は氏
名若しくは住所の変更の事実の確認

五 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十三条第二項の土地所有者等関
連情報の提供の求めの受理、その求めに係る事実についての審査又はその求めに対する応答

(法別表第四の総務省令で定める事務)
第四条 [同上]

〔2〕49 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

50 〔新設〕
〔略〕

十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第七項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

[新設]

十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

[新設]

十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

[新設]

二十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

[新設]

二十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第三項において準用する同法第九条第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

[新設]

二十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

[新設]

二十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十七条の二第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

[新設]

二十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十条の二第二項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

[新設]

(法別表第五の総務省令で定める事務)

(法別表第五の総務省令で定める事務)

第五条 [略]

[2] 51 略

52 法別表第五第二十号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第六条又は第七条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第一項又は第十九条第一項の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第二十二条第一項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第二十七条第一項又は第三十七条第一項の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十二条第一項の命令又は選任の請求に係る土地の土地所有者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十二条第二項又は第五項の命令の請求に係る土地の土地所有者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七 地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

八 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十三条第二項の土地所有者等関係情報の提供の求めの受理、その求めに係る事実についての審査又はその求めに対する応答

53 68 [略]

52 67 [同上]

<p>十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第三項において準用する同法第七条の 第二第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 二十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可 の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第三項において準用する同法第 九条第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 二十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項の認定の申請の受理、そ の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十七条の二第一項の届出の受理又はその届出に 係る事実についての審査 二十四 略</p>	<p>〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔同上〕 〔同上〕</p>
<p>70 備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 附 則 この省令は、令和五年九月十六日から施行する。</p>	<p>69 二 〔同上〕</p>